

新宿区教育委員会会議録

令和5年第7回定例会

令和5年7月7日

新宿区教育委員会

令和5年第7回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和5年7月7日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時18分

場 所 新宿区役所6階 第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	山 下 浩一郎
委 員	古 笛 恵 子	委 員	星 野 洋
委 員	年 綱 和 代		

欠席者

委 員 鴨 川 明 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	遠 山 竜 多	教育調整課長	齊 藤 正 之
教育指導課長	坂 元 竜 二	中央図書館長	山 本 秀 樹
統括指導主事	大 川 直 樹	統括指導主事	北 中 啓 勝
学校運営課長	内 野 桂 子	教育支援課長	関 本 ますみ
統括指導主事	辻 慎 二		

書記

教 育 調 整 課 主 査	林 竜 佑	教 育 調 整 課 係 長	大 原 颯 人
---------------	-------	---------------	---------

議事日程

議案

- 日程第1 第29号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員長が臨時代理を執行した件に関する承認について

報告

- 1 令和5年度第2回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 2 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和5年新宿区教育委員会第7回定例会を開会いたします。

本日の会議は、鴨川委員が欠席していますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、古笛委員にお願いいたします。

○年綱委員 承知しました。

◎ 第29号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会
教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第29号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について」を議題とします。

なお、この後の説明及び答弁につきましては、着座をお願いをいたします。

それでは、第29号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第29号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について」御説明いたします。

議案を1枚おめくりいただきまして、こちらが臨時代理の概要等を記載したものとなっております。

本来、補正予算案など区長に対し教育委員会の意見を述べる事務につきましては、教育委員会の権限に属するものとして御審議をいただく事案ではありますが、令和5年新宿区議会第2回定例会に提出されました令和5年度新宿区一般会計補正予算（第5号）中、歳出第10款教育費につきましては、教育委員会を開催するいとまがなかったため、教育長が臨時代理を執行し、補正予算（案）に異議がない旨の意見を述べたものでございます。

つきましては、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則に基づき、本議案により、教育委員会の承認を受けるものでございます。

さらに、1枚おめくりいただきまして、今回の補正予算の概要となっております。

それでは、予算概要を御説明いたします。

今回補正を行ったのは1事業で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合に重症化リスクの高い児童・生徒が通う新宿養護学校において、教職員等を対象としたPCR検査を実施

するために必要となる経費を計上したものでございます。

第4項特別支援学校費、第1目特別支援学校費、事業名は、職員等への新型コロナウイルス感染症検査です。

補正予算額は35万2,000円の増で、補正後の予算額は54万7,000円になります。

なお、本事業は都補助金を受けて行うもので、経費全額は補助対象となることから、歳入についても併せて計上したものでございます。

以上、補正後の教育費は、全体で154億5,890万6,000円となります。

なお、本議案に関する参考資料を1枚おつけしております。事業内容につきましては、恐れ入りますが、こちらのほうで御確認いただければと思います。

それでは、1枚目にお戻りいただきまして、第29号議案の提案理由です。

新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関して、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育委員会の承認を受ける必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○**教育長** 説明が終わりました。第29号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔はいの発言〕

○**教育長** 御意見がないようですので、討論及び質疑を終了します。

第29号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○**教育長** 第29号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

◆ **報告1 令和5年第2回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について**

○**教育長** 続いて、事務局から報告を受けます。報告1について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○**次長** それでは、報告1といたしまして、令和5年第2回新宿区議会定例会におきます代表質問等の答弁要旨について、御説明を申し上げます。

紙面の1ページ目のまず、I、自由民主党新宿区議会議員団からの代表質問で、渡辺清人議員からになります。

持続可能な行財政運営についてということで、中身としては、学校施設の老朽化について問われているところです。

質問の下から3行目のところ、児童・生徒が安全・安心に学校生活を過ごすためには、学校施設を適切に改築・改修していくことが大切だということです。新宿区の学校の改築・改修工事の取組について今後どのように進めていくのかという御質問です。

教育長の答弁です。

教育委員会では、2行目の後ろになりますが、学校施設の安全・安心な維持管理を従来行っているということです。

4行目になりまして、建替え等の大規模改修を検討していくに当たりましては、その検討において、下から3行目ですが、公共施設の複合化を目指す施設利用や地域ニーズの反映、また、建替え中の仮校舎の確保など、様々な観点や課題の整理が必要であり、多角的に検討を進めていく必要があると考えていると答弁してございます。

次に、2番であります、行政と学校のデジタル化についてということでございます。

1行目、対話型AI「ChatGPT」などの生成AIを教育に活用することについて伺うということです。

一番下の行から2行目になります。教育委員会では、教育環境の充実に向けて、生成AIをどのように活用していきたいと考えているのかという御質問です。

2ページ目にまいりまして、教育長の答弁でございますが、下から3行目を御覧いただきたいと思えます。国のガイドラインを参考にしつつということで、7月4日付で、こちらのほうについては通知が出てございます。参考にしつつ、情報活用能力との関係、著作権や個人情報への扱い、発達段階に応じた活用方法等を見極め、生成AIを学習にどのように生かしていくのか検討していくということを答えてございます。

II、新宿区議会公明党からの代表質問、豊島議員からでございます。

1つ目は、新宿区の教育施設についてということです。

(1)でございますが、1行目、コロナの位置づけについて5月8日より「2類相当」から「5類」に移行したことによって、(1)の下から3行目になりますが、教室での授業や給食時の状況、また、休み時間の過ごし方など、児童・生徒の状況について教育委員会が把握している範囲でお示しをくださいということです。

(2) といたしましては、部活動の話になってまいります。上から4行目、現状の学校部活動の課題について教育委員会はどのように認識をしているのかという部分がまず1点目。それから2点目といたしまして、下から7行目ぐらいになります。今年度から民間提案制度を活用した部活動指導員配置業務の一部を民間事業者へ委託をしています。下から3行目になります。この民間事業者への委託は大変重要であり、安心して部活動に取り組めるよう、教育委員会としても丁寧に進めていくべきだと考えているが、いかがかという御質問です。

3ページ目にまいりまして、教育長の答弁になります。

(1)の上から4行目になります。5月8日以降はマスクを外して授業を受けたり、休み時間や給食の時間を過ごしたりする児童・生徒が増えてきたと。マスクを外すことで互いの表情が分かりやすくなり、児童・生徒同士が笑顔でコミュニケーションを取る姿が多く見られるようになったと答弁してございます。

(2)にまいりまして、2行目からでございますが、課題といたしましては、「教員の異動によって部活動の存続が困難になった」「採用候補者の指導可能時間が学校の要望に合わない」などが課題として答弁をしてございます。

それから、2点目の民間の委託への関係でございますが、下から4行目でございます。各部活動の運営状況に合わせて5月から順次配置をしているところです。国や都、他自治体の動向も注視しつつ、引き続き学校部活動の環境整備に努めていくと答弁してございます。

一般質問、木もと議員にまいりまして、1として、飯田橋駅周辺のまちづくりということです。

(1)のところの下から2行になります。特に学校施設については、この地域の整備に合わせ、その在り方についても検討すべきではないかということで、こちらも学校施設のことについてでございますので、自民党と同じ答弁でございますので割愛をさせていただきます。

(2)の飯田橋駅周辺地域基盤整備方針の中で、自然や環境と調和したまちづくりの推進という中で、下から3行目のところを御覧いただきますと、外濠や玉川上水の歴史的財産価値や維持管理の大切さを学ぶ子ども向け勉強会ということで、令和4年度は津久戸小で実施をされてるということで、今年度も引き続き実施すると聞いているが、教育委員会の所見はいかがかということです。

4ページ目にまいりまして、(2)の答弁になります。下から2行目、今年度も津久戸

小にて勉強会を実施する予定であり、引き続き都と連携、協力していくとお答えをしているというところです。

続きまして、Ⅲ、日本共産党新宿区議会議員団の代表質問で、近藤議員からの御質問になります。

1として、学校給食の無償化についてということで、下から3行目になります。各区で無償化が行われているが、第2子以降等の条件をつけているのは練馬区と新宿区だけであるということで、なぜ今回のような要件を設けたのか伺うということです。

教育長の答弁になります。

1行目、給食費の無償化につきましては、2行目になりますが、全国一律の対応をすべきであり、必要な財源措置等も含めて、国が方向性を定めるべきであると考えています。

下から2行目になりますが、国による一部財源措置がなされたものと捉えて、保護者の負担軽減を図るため、多子世帯の家庭に対する学校給食費の助成を実施することとしたと答弁をさせていただきます。

続きまして、2番になりますが、マイナンバー活用と保険証廃止についてということです。

一番下の行を御覧いただきまして、後半です。教育現場では、修学旅行や、5ページにまいりまして、宿泊行事、部活動の遠征等で今まででは保険証のコピーで対応できていたものができなくなるのではないかとということで、どう対応されるのか伺うということです。

教育長の答弁になります。

3行目ですが、健康保険証の廃止後の具体的な対応についてはまだ決まっておりませんがということで、一番最後の行です。円滑に実施することができるよう適切に取り組んでいくというところで答弁をさせていただきます。

次に、新宿未来の会ということで、代表質問、伊藤議員からの御質問でございます。

1として、DX（デジタルトランスフォーメーション）についてのお尋ねでございます。

質問は、3つございます。（1）として教育委員会部局におけるFAXの利用状況、FAXを原則的にほかの手段に変えていくべきではないかというお尋ねです。

（2）がDXの進捗状況や今後の展開計画について伺いますということです。

（3）でございますが、保護者との情報共有の利便性の向上に関して、引き続き検討されているところがあれば伺いますということになります。

6ページ目をお開きいただきまして、（1）の教育長の答弁になります。

上から2行目になります。ファクスの利用については、学校給食の食材発注に現在も多く

利用している状況です。最後から2行目になります。受け手側の意向等も踏まえながら、円滑かつ確実な連絡手段を選択していきたいということで答えてございます。

(2)の進捗状況のところの展開につきましては、4行目になります。今までの成果として個別最適な学びや協働的な学びにつながってきているという部分でございます。また、学級閉鎖等の場合においても、オンラインによる学習指導を行うことができるようになって活用されているとお答えをしております。

今後の展開については、3行下になりますが、今後の展開計画については、今年度より、各学校の普通教室にディスプレイ型の電子黒板を導入していくということです。

それからまた、2行下がりまして、タブレット端末の令和7年度の更新に向けて機器の検討や各校の実態に合わせたアプリケーションの導入の支援を行っていくとお答えをしております。

(3)といたしまして、保護者との情報共有の利便性の向上についての答弁になりますが、真ん中ほどになりますが、保護者と学校との情報共有の利便性向上を図るため、他自治体の活用事例やアプリのサービス内容等を情報収集しながら、一斉メール配信システムからの移行を見据えた検討を現在行っていると答えてございます。

続きまして、7ページを御覧いただきたいと思います。

こちらは一般質問になりまして、かなくば議員からの御質問になります。

1として、奨学金についてでございます。御質問は、2点でございます。

(1)が、奨学金の応募状況についてはどうか、課題についてはどのように捉えているか。

(2)でございますが、他の自治体では、大学等の進学についても奨学金を対象としているという部分で、区の奨学金も検討が必要ではないかという御質問になります。

答弁になります。

(1)でございますが、新宿区奨学資金の応募実績、上から3行目になりますが、令和元年度の入学者が5名、令和2年度は3名、令和3年度は1名、令和4年度は2名、令和5年度が1名というところです。課題として掲げてございますのは、国や都の給付金・助成金が充実して、令和2年度からは私立高校授業料無償化等もあって、応募者が減少していることが課題であるとお答えをしております。

(2)のところですが、多くの方々に活用される奨学金制度となるよう、対象者等も含めて事業内容について検討が必要であると答弁をしております。

次に、2番といたしまして、進路指導についてということです。

8 ページ目をおめくりいただきまして、御質問の（１）を御覧いただきたいと思います。

高校進学における進路指導の際に、その先の高等教育も見据えた進路指導が行われることが望ましいと思っているが、現在はどのようになっているかということです。

（２）が、区でも民間給付型奨学金や大学通信教育課程に関する情報も周知する必要があると考えるが、いかがかということであります。

答弁になります。（１）でございますが、２行目、個別のニーズに応じて、現在、自分に合った進路を選択できるように相談にも応じながら、現在行っていますと回答してございます。

（２）でございますが、２行目になります。今後は、大学進学の一環として、奨学金や大学通信教育課程の制度についても、区ホームページを活用し、周知を行っていくと答えてございます。

8 ページの一番下になりますが、Ⅶ、参政党新宿まなびとまもりの会 一般質問、青木議員からの御質問になります。

9 ページを御覧いただきたいと思います。

学校現場でのマスク着用についてというところの御質問でございます。

御質問は3つございまして、（１）がマスク着用に関して具体的にどのような指導をしているのか。（２）が保護者にもマスク着用は自由であると積極的に伝えていく必要があると考えるが、いかがかということですので。（３）同調圧力や羞恥心によってマスクを外すことができない子どもたちに対して何らかのケアが必要であるとするが、いかがかということですので。

教育長の答弁になります。

（１）でございますが、後半になります。令和5年4月以降はマスク着用を学校生活では求めないことを基本とするという通知をしてございます。1行下がりにまして、平時においては、基本的な感染症対策以外に特段の感染対策を講じる必要がないことも通知をして、それに基づき各校では指導を行っていますとお答えをしております。

（２）の2行目になりますが、マスクの着用については、保護者・児童・生徒の判断によるものであり、学校ではその着脱により偏見や差別が起きないように引き続き指導していくことが必要と考えていますとお答えをしています。

（３）の1行目の後半になりますが、マスクの着脱はあくまで個人の判断であり、他者に強制されるものではないことは、既に様々な場面で学校は説明をしているということですので。

引き続き感染対策を行いながら、各校を支援していくとお答えをしているところです。

今回の答弁要旨については、以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。報告1について、御意見、御質問のある方はお願いをいたします。

○星野委員 誤解のないようにお伝えしたいのですが、保険証のコピーというのは医療機関では原則として使えません。あくまで臨時の処置として対応する医療機関はありますが、断られる可能性があるのと、本来ですと保険証の現物を後日提出する必要がありますので、そのあたりは誤解のないようにお願いいたします。

また、学校でマスクの着用が自由というのは問題ないと思いますが、今、医療機関でマスクをしない人が大変増えていて、特に聖母病院では4割程しかしてないと院長が困ってらっしゃいました。もし機会がありましたら、医療機関に受診するときは親も含めてマスクをするようにという指導はお願いしたいと思います。

○教育長 御意見を了解いたしました。

ほかに何か御質問、御意見などありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 特に、御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

◆ 報告2 その他

○教育長 次に、報告2のその他ですが、事務局から報告事項はございますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 2時18分閉会